

# 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する 計画（第5次）（中間案）について

## 1 改定の趣旨

- ・ 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法）第2条の3の規定に基づく基本計画として策定（法定計画）するもの。
- ・ 京都府男女共同参画推進条例に基づく計画としても位置付け、府におけるDV対策の基本的方向及び今後の取組を示すもの。

## 2 現状・課題

- 国においてはDVの増加・深刻化の懸念を踏まえ、令和2年から24時間の電話・メール相談のほかSNS相談に対応したDV相談+（プラス）を開始。
- DV防止法の改正（公布：令和5年5月19日、施行：令和6年4月1日）
  - ・ 精神的暴力の追加、保護命令の期間延長
  - ・ 被害者の自立支援のための施策、国・地方公共団体・民間団体の連携・協力に関する基本計画への記載
  - ・ DVに関する協議会の設置
- 配偶者暴力相談支援センター（府内5所）への相談件数は令和2年度までは上昇傾向であったが、コロナ禍の令和3・4年度は平成28年度と同水準に減少。
- 男性からの相談が一定数存在

## 3 改定時期

令和6年3月（計画期間：令和6年度から令和10年度まで（※））

※ ただし、国における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の見直しや、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じ見直すこととする。

## 4 施策の方向性と主な対応方策

### 基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり

#### 【重点目標1】暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

##### ○被害者自らがDVに気づく啓発の実施

**拡充** カード・SNS等の活用による、被害者自身への気づき（精神的暴力含む）を促す継続的な情報提供

- ▶ 被害への気づきを促すため、チェックリストやDV行為（精神的暴力含む）の例をカード・チラシ・SNS等で周知します。

**拡充** DV相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等相談機関の周知徹底

- ▶ カード・チラシ等に性犯罪・性暴力を含むDVに関連する事象の相談支援機関の情報も明示し、周知を徹底します。

#### 【重点目標2】被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

##### ○職務関係者・近親者による気づき及び相談の勧奨

**新規** 職務関係者による二次的被害の防止

- ▶ 職務関係者は被害者の人権に配慮し、支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応、施設整備等の面において被害者の立場に立った配慮を行うとともに、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次被害）が生じることのないよう対応します。

## 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり

### 【重点目標3】暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

- 年代（ターゲット）に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成  
心身の発達段階ごとに相応しい方法で暴力を許さない意識づくりや、DV、デートDVの啓発を実施するとともに、地域活動団体や企業等へのDVに対する啓発・理解の促進を行います。
- 加害者への対応  
チェックリストやDV行為の例を掲載したチラシ等により、加害への気づきを促すとともに、被害者支援の一環として、加害者自らが加害に気づき、加害を繰り返さないためのプログラムを実施します。
- 市町村の取組への働きかけ  
市町村のDV基本計画策定・改定に当たって、助言や情報提供を実施します。

## 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実

### 【重点目標4】相談体制の充実・強化

- 身近な相談窓口の設置
  - 拡充** DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置
    - ▶ 性別に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口を設置するとともに、女性相談員だけでなく男性相談員による相談対応も行います。
  - 拡充** 国等と連携した相談体制の構築
    - ▶ 国等の実施するオンラインやSNS相談と連携し、地域を問わず、かつ若年層や昼間働いている方をはじめ多様な方が相談しやすい体制を構築します。
- 市町村の相談窓口での相談体制の充実  
被害者の最も身近な行政機関である市町村の相談員等に対し、DVの基礎的な研修から専門的研修まで体系的に行うとともに、困難事案や複雑な事案に対して助言を行うことで円滑な対応を支援し、市町村の相談体制の充実を図ります。
- DV相談支援センター等相談員の対応力強化
  - 新規** 匿名性が確保され安心・安全に相談できる体制・環境づくりの強化
    - ▶ 被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっての安全を第一に考え、相談内容はもとより、相談したこと自体についても秘密が守られるよう体制・環境づくりを強化します。
- 切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化
  - 拡充** 転居を伴う被害者への都道府県間、市町村間の連携による継続的支援の実施
    - ▶ 転居を伴う被害者に対しては、都道府県間、市町村間の連携による切れ目のない支援体制の構築を働きかけます。
  - 新規** 医療機関等の専門機関への相談・連携体制の構築
    - ▶ 身体的・心的外傷等を抱える支援対象者の被害回復のため、医療機関等の専門機関への相談・連携体制を整え、心身の健康回復のための医学的、心理学的な支援を行い、中長期的に寄り添い続ける支援を行える体制を整備します。
  - 新規** 法律相談の実施及び情報提供
    - ▶ 法律問題で悩みを抱えている方のために弁護士による無料法律相談を実施するとともに、京都弁護士会が実施する女性のための無料電話相談や、日本司法支援センター（法テラス）が実施する法律相談・弁護士費用等の立替えなどの民事法律扶助等に関する情報提供及び連携強化を図ります。
  - 新規** 性的被害者に対する早期の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携支援
    - ▶ 性的な被害による心的外傷等を抱えている方に対しては、性被害・性暴力被害者

のためのワンストップ支援センター等の支援機関とも早期に連携し、心的外傷等の被害回復支援に取り組みながら、日常生活の回復の支援等を実施します。

#### 【重点目標5】緊急保護の充実

**拡充** 民間団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施

- ▶ 民間団体と連携して被害者の状況に応じて適切な一時保護等を実施し、被害者の安全を確保するとともに、一時保護期間における支援対象者の通学・通勤・かかりつけ医療機関への通院について、加害者の追及可能性がないなど安全上問題がなく、本人が希望しており、将来の自立した生活に有益である場合は、できる限り、対応できるよう配慮します。

#### 【重点目標6】DV家庭に育つすべての子どもへの支援

**拡充** 保育所・幼稚園、学校等における研修の実施及び子どもの見守り・支援体制の充実

- ▶ DVが子どもの心に及ぼす影響等への理解を深めるため、保育士・幼稚園教諭、養護教諭、教員等への研修や啓発等の充実を図るとともに、府総合教育センターの電話・来所相談、学校におけるスクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」の活用などDV家庭に育つすべての子どもへの見守り支援体制の充実を図ります。

#### 【重点目標7】外国人、障害のある人、高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応

##### ○外国人被害者への支援

**拡充** 外国人支援団体と連携した相談対応や自立支援の充実

- ▶ 日本語を十分理解できない外国人被害者に対し、外国人支援団体等と連携し、さらなる相談対応の充実を図るとともに就労支援や被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実を図ります。

##### ○障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等の被害者への支援

**拡充** 障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等被害者に対応した一時保護委託の充実

- ▶ 障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等、被害者の状況に応じた一時保護委託先の充実を図ります。

##### ○男性被害者や加害者への対応

男性被害者も含めて性別に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口を設置するとともに、加害者に対してDV行為を行っていることの気づきの促進や加害を繰り返さないためのプログラムを実施します。

#### 基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化

#### 【重点目標8】支援策の充実・強化

**新規** セーフティネット登録住宅についての情報提供等民間賃貸住宅への入居支援を実施

- ▶ 公営住宅だけでなく民間賃貸住宅への入居を支援するため、住宅確保要配慮者を対象としたセーフティネット登録住宅に関する情報提供を行うとともに、住宅確保支援団体との連携を図ります。

#### 【重点目標9】生活の安定と心身回復へのサポート

##### ○被害者の生活の安定と心のケア

**拡充** ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子父子家庭の親や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実

- ▶ ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークでの就業支援等、被害者の状況に応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。

## ○被害者や子どもを地域で見守る体制

被害者や子どもが地域で孤立することなく生活できるようにするため地域で活動を行う団体等との連携を進めるとともに、必要に応じたアウトリーチによる支援を実施します。

### 【重点目標 10】 関係機関の連携強化

**新規** DV関係機関等による協議会の設置、円滑な情報交換及び被害者への効果的かつ円滑な支援の促進

- ▶ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する法定協議会を設置し、関係機関がそれぞれ専門性を活かし、個別ケースも含めて連携を図りながら情報交換を行うとともに、被害者の相談、保護、社会的自立支援に関する協議を行い、支援の充実を図ります。

**新規** 困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議等関連施策との連携協力

- ▶ 配偶者等からの暴力の問題と関係の深い分野において、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めていきます。

## 基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進

### 【重点目標 11】 民間支援団体との連携・支援

独自の機能やノウハウがある民間支援団体等との協働を進め、相談、保護・自立支援体制の充実を図ります。

### 【重点目標 12】 都道府県間の広域連携体制の充実

府県域を超えた被害者の送り出しや受入など保護手続きを、円滑かつ安全に行うための支援の充実を図ります。

### 【重点目標 13】 苦情処理体制の整備

市町村など相談支援機関が、被害者からの苦情に対し適切な対応がとれるよう、研修の充実を図るほか、市町村内関係部局の連携を図るなどの体制整備を働きかけます。